

日本で麻農業をはじめよう

聞いておきたい 大麻草の正しい知識



赤星 栄志
あかほし よしゆき

1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院より博士号（環境科学）取得。学生時代から環境・農業・NGOをキーワードに活動を始め、農業法人スタッフ、システムエンジニアを経て様々なバイオマス（生物資源）の研究開発事業に従事。現在、NPO法人ヘンプ製品普及協会理事、日本大学大学院総合科学研究科研究員など。主な著書に、『ヘンプ読本』（2006年・築地書館）、「大麻草解体新書」（2011年・明窓出版）など。

WEBサイト：麻類作物研究センター
http://www.hemp-revo.net

大麻草に関する情報は正しく伝えられてきたのだろうか。海外では、生産基盤がととのい、衣食住からエネルギーや医療にと幅広い活用が始まっている。一方、日本では見直されることなく、現時点での栽培面積は約5haに過ぎない。大麻草を研究テーマに掲げて博士号を取得した赤星栄志氏が、科学的な視点でこの植物の正しい知識を解説し、国内での栽培、関連産業の可能性を伝える。

01 大麻取締法における栽培免許とは？

大麻草（以下、麻で統一する）は、アサ科1年草の雄雌異株であり、原産地は中央アジアと考えられ、現在では世界各地に分布する。麻は、産業利用の視点から次の3つの点で注目されている。

① 3カ月で高さ3mになるほど生長が早く、農薬を必要とせず、雑草や害虫に強く、栽培管理が容易である。

② 利用価値が高く、種子から食品や化粧品、繊維から衣服、紙、住宅用断熱材、自動車内装材や天然繊維強化プラスチック（複合素材）、織

維をとった後の芯材から建築ボードや動物用敷料等の製品ができ、欧米諸国で全て実用化している。

③ 麻といえば、古来より大麻草のことを指し、地名や人名にも使用され、日本の風土や文化に関係の深い植物である。

大麻取締法ができるまで

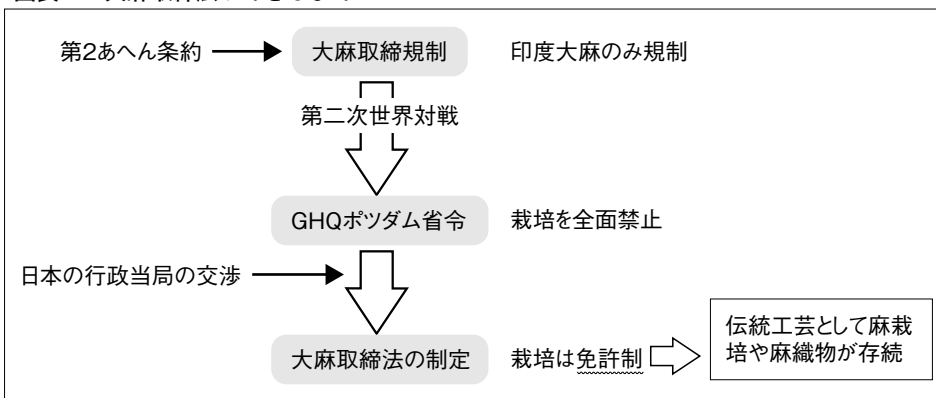
麻は、縄文時代から第二次世界大戦前まで誰でも自由に栽培することができた農作物である。最初の麻の法的規制は、1930年「麻葉取締

規則」であった。この規則は、25年 第2あへん条約の発行に伴い制定され、印度大麻草（カンナビス・インディカ）とその樹脂を規制した。日本では、繊維用の大麻草（カンナビス・サティバ）が栽培され、その規制は、麻農家には全く影響がなかったのである。

45年8月15日の戦争終結直後の10月12日に連合軍総司令部（GHQ）は、日本政府に麻葉に関するメモランダム（覚書）を発行し、ポツダム宣言を受けた「ポツダム省令」にて同年11月24日付省令の「麻葉原料植物の栽培、麻葉の製造、輸入及び輸出等禁止に関する件」によって、麻を麻葉と定義した上で、その栽培、製造、販売、輸出入を全面的に禁止した。

当時の日本では、繊維原料としてはもちろん、魚網や下駄の鼻緒などの需要は多く、麻の栽培は不可欠であった。当時の農林省は、「大麻は

図表1 大麻取締法ができるまで



大麻草 についての 01 大麻取締法における栽培免許とは？ 正しい知識

図表2 大麻取締法上の大麻草の位置づけ

	合法(法規制外部位)	違法(法規制部位)
大麻草	成熟した茎と種子	大麻=葉、花穂、未熟な茎
大麻草から できる製品	伝統工芸利用 麻織物、神事用、民芸品 花火、弓弦、結納品など	嗜好品 ソフトドラッグとして マリファナ、ハッシュシなど
	産業利用 衣服、雑貨、紙、食品、 建材、化粧品、燃料など	医療利用 鎮痛剤、制嘔薬、緑内障薬 神経性難病薬など

※医療利用を実現するにはその特別措置法が必要である

日本の主要作物である」といって再三の交渉の結果、この禁令は解除され、47年4月に「大麻取締規則」厚生・農林省令第1号が制定された。翌48年7月、前述のポツダム省令を集成して医師が取り扱う「(旧)麻薬取締法」と農家向けの「大麻取締法」が別々に制定された。この法律により麻の栽培に関しては、都道府県知事の免許が必要となった。50年時点では、栽培者2万5118名、作付面積4049ha、その用途は、下駄の鼻緒52%、畳糸32%、魚網12%、荷縄4%であった。

図表3 大麻取扱者免許に関する厚生労働省発行の文書

平成10年7月21日愛知県知事が出した大麻取扱者免許交付却下処分に対する審査請求に係る裁決書(平成11年1月14日厚生省収医薬第15号) 「種子や繊維を農作物として出荷したり、伝統的な祭りに利用したり、栽培技術を代々継承したりするなどの何らかの社会的な有用性が認められるものでなければ、大麻の栽培を必要とする十分な合理性がないものとして、免許権者の判断により免許申請を却下することができると解するのが相当である。」
平成13年3月13日付医薬監発麻第294号の通知 「その栽培目的が伝統文化の継承や一般に使用されている生活必需品として生活に密着した必要不可欠な場合」
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課 麻薬等関係質疑応答集(平成21年3月版) Q389. 大麻取扱者の免許交付審査における注意点を教えてください。 大麻取締法には、法律上その目的規定は明文では規定されていませんが、麻薬及び向精神薬取締法第1条や覚せい剤取締法第1条と比較考量すると、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としていると考えます。よって、この目的に反するものでなければ、免許することになりますが、具体的には、 ① その栽培や研究の目的が、法の趣旨と照らして妥当であるか。特に法が、免許制度により原則として大麻の栽培等を禁止している趣旨にかんがみ、その栽培等が国民にとって必要不可欠なものであるかどうかなど、禁止を除外するに値するものであるか否か。 ② 盗難防止対策が十分になされるかどうか。 ③ 目的以外の葉や茎が適切に処分される体制が整っているか。 などを十分検討していただき、適当でない場合には免許を与えないことが妥当と考えます。

大麻草検証委員会 <http://www.taimasou.jp/>

麻薬に関する単一条約 第28条2より

「この条約は、もっぱら産業上の目的(繊維及び種子に関する場合に限る)又は園芸上の目的のための大麻植物の栽培には、適応しない」(1961年採択)

大麻取締法 第1条より

「この法律で『大麻』とは、大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く。)並びに大麻草の種子及びその製品を除く」(1948年施行)

法律でどこが規制されているのか？

現在、国際条約では、産業利用の目的は特に制限されてないが、国内では大麻取締法によって規制されている。日本では「大麻」は、法律上、大麻草の葉と花穂のことであり、これを所持することが大麻取締法で違法に当たる。マリファナとは、大麻草の葉や花穂を乾燥させて、タバコのように喫煙できるようにしたマリファナ煙草のことである。図表2を見ると、合法か違法かという区分を取り除けば、伝統、産業、医療、嗜好と非常に幅広い活用法があるにも関わらず、一般的には、大麻とい

大麻取締法では、大麻取扱者免許を与えられないものに①麻薬、大麻又はあへんの中毒者、②禁錮以上の刑に処せられた者、③成年被後見人、被保佐人又は未成年者の3点が定められている。法律上は、これらの欠格事由がなければ誰でも免許が取得できるようになっているが、厚生省の文書で栽培目的を限定するような指針が示されている。図表3を見ると「伝統工芸」及び「社会的有用性/生活必需品」の2点が免許取得の基準になっていることが読み取れる。大麻取扱者免許は、都道府県の行政手続条例で免許申請の審査基準や書類の様式が定められている。県の業

栽培免許に必要な書類と交渉

うと嗜好品分野のことしか認識されていない。栽培には、都道府県知事が許可する大麻取扱者免許が必要であり、農業者が取得する「栽培者免許」及び大学や麻薬取締関係者が取得する「研究者免許」の2種類。免許の有効期限は、1月1日から12月31日まで毎年更新する必要がある。申請窓口は、各都道府県の業務課又は保健所で、厚生労働省発行の文書によって次のような許可基準の目安がある。

務課に訪問してそれらの書類一式をもらう必要があるが、たいていの場合は門前払いを受ける。なぜならば、大麻を薬物として規制しているところが厚生労働省の管轄で、農業を推進する農林水産省でないことがネックとなっている。しかし、法律の細則を定めた「大麻取締規則」では、厚生・農林省令第1号であり、本来は共同管轄であったにも関わらず、それが機能していないのである。

大麻栽培者免許申請に必要な書類リスト

1. 申請書（各都道府県の業務課でもらえる）
2. 麻葉、大麻又はあへんの中毒者でない旨の医師の診断書
3. 申請者の履歴書
4. 栽培場所を中心とした平面図、施設平面図および現地案内図
5. 大麻草の盗難防止の方法を記載した書類
6. 栽培目的、使用目的を記載した栽培計画書、販売計画書
7. 大麻草を抜き取った後の繊維と種子以外の物の処分計画書

申請書には、栽培目的を書く欄があり、①繊維採取または②種子採取のどちらかを選ばなければならぬ。繊維採取は、密植栽培であり、

種子採取は株間を空けた栽培で全く異なるので、それを考慮しなければならぬ。両方利用したい場合でも主目的の方を書いているケースがほとんどである。最も重要なことは、麻を農作物として栽培し、加工し、販売するという一連の流れを考えて事業計画を立てられるかどうかのポイントとなる。また、行政側は必ず「なぜ輸入原料を利用せずに、国内で栽培しなければならないのか？」ということ聞いてくる。県の業務課とは、地産地消とか農業で地域活性化という視点がないため話が噛み合わないこともしばしばある。

過去に新規に免許を取った事例を見ると、行政当局と粘り強く交渉して「不許可にする理由がないので免許を出さざるを得ません」となっている。筆者が所属している大麻草検証委員会では、大麻栽培者免許を取得するためのセミナーの開催やサポート事業をしている。これまでの経験では、当局との交渉は一人で行わず、その地域で麻栽培に関心のある仲間を募って集団交渉することが有効だろう。

麻が普通の農作物として認知されるには時間がかかるかもしれないが、日本の伝統を守り、次世代のためにも新たな挑戦をする人が少しでも増えることを願っている。

麻市場 ヘンプマルシェ コーナー

特徴 1日に約12mしか織ることができない昭和の力織機を使った化学物質フリーで多孔質に加工した生地からできた布。女性向けにはメイクや皮脂などを素早く取り除き、お肌にやさしいのが特徴である。メイク落とし、ハンカチ、布ナプキン、クッションカバー、シーツなど様々な用途に使うことができる。

仕様：無農薬ヘンプ麻 55%（中国雲南省産）、
無農薬木綿 45%（トルコ産）

製造地：静岡県、縫製地：東京都



商品名：「満月の布・MAGIC FAB(マジックファブ)」

販売：有限会社リネーチャー
〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南 3-9-29
TEL 03-5724-0867 FAX 050-3488-8533

Mail: ask@renature.jp
HP: http://renature.jp/mangetu